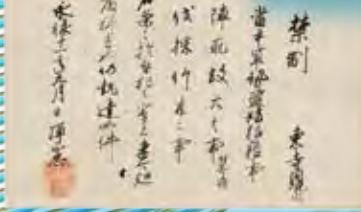
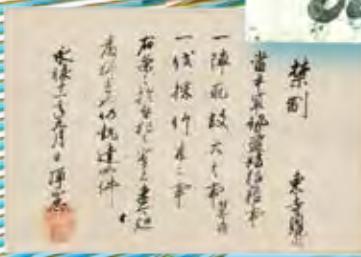


世界記憶遺産の登録へ

「東寺百合文書」とは、奈良時代から江戸時代にかけて1000年以上もの間、京都の東寺に伝えられてきたされてきた約2万5000通の文書のことです。

その中身は寺院運営に関する議事録や様々な法会に関する文書、さらに東寺が各地に領有していた荘園に関する文書など多岐に渡ります。これまでわからないことの多かった中世の政治、経済、社会、風俗等を解明する上でたいへん重要な資料であり、1997年に国宝に指定。さらに日本ユネスコ国内委員会による国連教育科学文化機関(ユネスコ)の世界記憶遺産への推薦が決まり、2015年の登録を目指しています。



文書はなぜ残ったのか

膨大な文書が1000年の歳月をくぐりぬけることができたのは、なぜでしょうか。

これらの文書は新たに何かを決める場合の前例や、裁判の証拠書類など様々に利用されました。その管理は奉行と呼ばれる3人の僧によって厳重に行われました。

貸出しと返却がそのつど出納帳に記載されるのはもちろん、文書の出し入れは2人の僧が確認するという念の入れようでした。さらに1冊の出納帳が終了する時点で未返却の文書を書き出し、僧が手分けして、催促に当たることもありました。また、重要な文書は写しを作成し、オリジナルの文書を書庫に保管することもありました。

このような今日の図書館にも通じる文書管理のシステムが貴重な文書を守り続けたのです。

デジタルアーカイブ構想

近年、貴重な文化財を精密なデジタル画像として記録し、保存・公開に役立てる「デジタルアーカイブ」が注目を集めていますが、この「東寺百合文書」もすでに世界最高水準のスキャニング技術による高精細デジタル化の作業が始まっています。これまでは本物の東寺百合文書やその写真にアクセスする機会は限られていましたが、デジタル化の実現により世界中のどこからでも貴重な資料に触れ、研究を進めることができます。

